

★ 本来、犯罪の捜査と取り締まりを通じて市民の安全を守るはずの警察が、市民を監視する組織となっているのみならず、得た情報を、私企業に、私企業の意向に沿う形で提供したことに怒りを禁じ得ない、厳重に抗議する。

私自身のおかれていた立場からして、事実関係を解明し、こうした「警察」の在りようを正していく責任を感じている。

★ 政府が今、施行に向けて運用基準づくり等を急いでいる「秘密法」との関連を非常に強く感じた。

① 「秘密法」が果たすであろう悪い側面は一通りではないが、重要な側面は「市民運動・住民運動潰し」である、と考えている。

奇しくも本日7月24日に名古屋地裁判決を迎えた「導水路はいらない！愛知の会」が「秘密保全法に反対する愛知の会」の発足当初からの団体会員となっているのもその側面からである。

② 「秘密法」法案提出前の省庁間協議において、内閣情報調査室と一番熱心にやりとりしたのは警察庁（外務省でも防衛省でもなく！）であった。「秘密法」が施行されれば、警察、それも公安部門が、予算も人員も権限も肥大化していくことは目に見えている。

③ 関係省庁が（独法も、また防衛産業などでは民間業者も）行うことになる「適正評価」。防衛省・自衛隊を除いては、そのノウハウをもっていない。情報とテクニックをもつ公安部門が各省庁にも入り込み、人事と情報を握っていくことになる。まさに警察国家への道である。

④ その警察・公安部門が「中立」ではなく、「国策」を推進する巨大企業（に連なる私企業）の側に立っていることが明らかになった。

⑤ 地方公務員は原則的には特定秘密取扱者にはならない方向（つまりは「地方」には特定秘密は教えない、「国」が独占する）であるが、各府・県警の公安・警備部門の警察官は特定秘密取扱者になるとしている。戦前の反省から、警察は地方自治に属するとしてきたはずだが、これまでも警察庁キャリアが統制する「国家警察」という面をもっていた（特に公安・警備部門は方面本部長を飛ばしてでも警察庁と直に繋がっていた）。

秘密保護法施行とともに、この悪しき面がさらに強化されるのであろうか。

★ 「やっかいなことになる」という表現で、シーテックの事業推進の立場に寄り添って住民運動・市民運動を敵視し、運動させない・潰す、という意図を明確にしている。

シーテックが原子カムラの中部電力（株）の子会社だからか。警察は、これまで中部電力経営者の側に立って、中部電力にとって都合の悪い動き（原発反対の運動）を封じるべく動いてきた、その延長なのであろう、と考えざるをえない（実際にそう考える足る事実を経験している）

★ 「風力発電は原発にとって代わるべき（推奨すべき）クリーンなエネルギー」であるとは考えない。上石津町の住民が指摘しているようなさまざまな問題がある。

何よりも「人口の多い都市住民（あるいは「高い経済成長」？）のためには、過疎地の住民の犠牲はやむを得ない」「最後は金目でしょ？」という考え方を拒否しなければならない。

「311」を経験してしまった我々の目指すべきは「高い経済成長」ではない。エネルギーの大量消費を当たり前に行っていることを、もうやめていかねばならない。

とりあえず、以上